



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成14年12月24日火曜日 第1419号

◇ 目 次 ◇ 規 則

クリーニング業法施行細則及び化製場等に関する法律施行細則の一部を改正する規則.....1381

告 示

瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要.....1384

医師の指定.....1386

医療機関の指定.....1386

土地改良区役員の就退任の届出.....1386

土地改良事業の計画の変更の認可.....1387

土地改良事業の計画の変更の関係書類の縦覧.....1387

町営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧（4件）.....1387

道路の区域変更（県道多喜浜泉川線）.....1388

道路の区域変更（県道猪伏西谷線）.....1388

道路の供用開始（"）.....1388

道路の区域変更（県道野中長沢線）.....1388

道路の供用開始（"）.....1389

道路の区域変更（県道菅田五郎停車場線）.....1389

道路の供用開始（"）.....1389

道路の区域変更（県道小田河辺大洲線）.....1389

道路の供用開始（"）.....1389

道路の区域変更（県道宇和高山線）.....1390

道路の供用開始（"）.....1390

道路の区域変更（県道宿毛津島線）.....1390

道路の供用開始（"）.....1391

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧.....1391

訓 令

保健所長に対する事務委任規程の一部を改正する訓令.....1391

公 告

土地の売払い.....1391

人事委員会規則

職務の級における最高の号給を超える給料月額等を受ける職員の給料の切替え等に関する規則.....1392

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則.....1393

初任給調整手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則...1393

平成15年3月に支給する期末手当に関する特例措置に関する規則.....1395

期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則.....1396

教育職員の給料の調整額に関する規則等の一部を改正する規則.....1396

特勤手当等に関する規則の一部を改正する規則.....1398

特例一時金に関する規則を廃止する規則.....1398

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則.....1398

教育職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則...1398

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則.....1398

選挙管理委員会告示

不在者投票のできる施設の指定.....1398

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

規 則

○愛媛県規則第76号

クリーニング業法施行細則及び化製場等に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成14年12月24日

愛媛県知事 加戸守行

クリーニング業法施行細則及び化製場等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

（クリーニング業法施行細則の一部改正）

第1条 クリーニング業法施行細則（昭和31年愛媛県規則第58号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この規則は、クリーニング業法施行令（昭和28年政令第233号。以下「政令」という。）、クリーニング業法施行規則（昭和25年厚生省令第35号。以下「省令」という。）及びクリーニング業法施行条例（平成14年愛媛県条例第55号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、クリーニング業法（昭和25年法律第207号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条第1項中「クリーニング業法施行規則（昭和25年厚生省令第35号。以下「省令」という。）」を「省令」に改める。

第2条の2を削る。

第7条中「クリーニング業法施行令（昭和28年政令第233号）」を「政令」に改める。

第8条中「この規則」を「条例」に改め、同条第3号の次に次の1号を加える。

(3)の2 法第5条の2の規定によるクリーニング所検査申請書 第3号の2様式

第8条第11号中「第2条の2」を「条例第3条第1項」に改める。

第1号様式（表）6中「氏名」を「氏名 年 月 日生」に改め、同様式（表）8及び9中「洗たく物」を「洗濯物」に改め、同様式（裏）中

施設 の 構 造 設 備	洗 場	床面積	平方メートル	主 要 機 械 器 具	名 称	型 式	数 量
		採光窓面積	平方メートル				
		換気用窓面積	平方メートル				
		照 度	ルクス				
		床 材					
	仕 上 場	腰 板 材					
		こう配と排水口	適 否				
		床面積	平方メートル				
		採光窓面積	平方メートル				
		換気用窓面積	平方メートル				
照 度	ルクス						
床 材							
天 井	有 無						

を

施設 の 構 造 設 備	洗 場	床面積	平方メートル	主 要 機 械 器 具	名 称	型 式	数 量	
		窓面積	平方メートル					
		床 材						
		腰 板 材						
		こう配と排水口	有・無					
	仕 上 場	床面積	平方メートル					
		窓面積	平方メートル					
		床 材						
		天 井	有・無					
	テトラクロロエチレンの格納場		屋内・屋外					
			床材					

に、「クリーニング業法施

行細則第2条の2」を「、クリーニング業法施行条例（平成14年愛媛県条例第55号）第3条第1項」に改める。
第3号様式の次に次の1様式を加える。

第3号の2様式(第8条関係) クリーニング所検査申請書

ク リ ー ニ ン グ 所 検 査 申 請 書

年 月 日

愛媛県知事 殿

住所(法人にあつては、
主たる事務所の所在地)
申請者 氏名(法人にあつては、
名称及び代表者の氏名)
(電話番号その他連絡方法)

ク リ ー ニ ン グ 所	名 称	
	所 在 地	
そ の 他 参 考 事 項	年 月 日提出のクリーニング営業届記載のとおり	
(愛媛県収入証紙ちよう付欄)		

(化製場等に関する法律施行細則の一部改正)

第 2 条 化製場等に関する法律施行細則 (昭和59年愛媛県規則第54号) の一部を次のように改正する。

第 8 条を次のように改める。

(死亡獣畜の解体、埋却又は焼却の届出等)

第 8 条 条例第 3 条の 2 第 2 項第 1 号の規定による死亡獣畜の解体、埋却又は焼却の届出は、死亡獣畜 (解体・埋却・焼却) 届出書 (様式第 6 号) を提出することによりしなければならない。

2 条例第 3 条の 2 第 2 項第 5 号ただし書の規定により死亡獣畜の発掘の許可を受けようとする者は、死亡獣畜発掘許可申請書 (様式第 7 号) を提出しなければならない。

第 9 条中「、前条第 1 号の規定は準用施設の管理者について」を削る。

第15条を次のように改める。

第15条 削除

附 則

この規則は、平成15年 1 月 1 日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第2023号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和48年法律第 110 号。以下「法」という。) 第 5 条第 1 項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第 5 条第 3 項に規定する書面は、愛媛県庁及び重信町役場において告示の日から 3 週間公衆の縦覧に供する。

平成14年12月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
愛媛大学
松山市道後樋又10番13号
学長 鮎川 恭三

- 2 事業場の名称及び所在地
愛媛大学医学部
温泉郡重信町大字志津川

3 特定施設に関する事項

(1) 洗浄施設

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令 (昭和46年政令第 188 号。以下「政令」という。) 別表第 1 第68号の 2 口洗浄施設	
特定施設の能力	容量100リットル×1基 容量110リットル×1基	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	平成15年 3 月28日	
使用開始の予定年月日	平成15年 7 月 1 日	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の 1 日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無 し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度 (水素指数)	通常 3 ~ 11 最大 1 ~ 14
	化学的酸素要求量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)	通常 200 最大 200

浮遊物質 (単位 1 リットルにつきミリグラム)	通常	250
	最大	250
	全窒素 (単位 1 リットルにつきミリグラム)	
全窒素 (単位 1 リットルにつきミリグラム)	通常	120
	最大	120
全りん (単位 1 リットルにつきミリグラム)	通常	16
	最大	16
汚水等の 1 日当たりの量 (単位 立方メートル)		
通常		1.5
最大		1.5

(2) 入浴施設

特定施設の種類	政令別表第 1 第68号の 2 八入浴施設	
特定施設の能力	容量155リットル	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	平成15年 3 月28日	
使用開始の予定年月日	平成15年 7 月 1 日	
特定施設の使用時間間隔	13時 ~ 21時	
特定施設の 1 日当たりの使用時間	8 時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無 し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度 (水素指数)	通常 6.0 ~ 8.0 最大 6.0 ~ 8.0
	化学的酸素要求量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)	通常 200 最大 200
	浮遊物質 (単位 1 リットルにつきミリグラム)	通常 250 最大 250
全窒素 (単位 1 リットルにつきミリグラム)		
通常		120
最大		120

全りん(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 16 最大 16
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 0.3 最大 0.3

4 汚水等の処理施設に関する事項

(1) 薬品排水処理施設

設 置 年 月 日	昭和50年7月2日		
処 理 施 設 の 種 類	薬品排水処理施設		
処 理 施 設 の 型 式	接触酸化方式		
処 理 施 設 の 構 造	鉄筋コンクリート製		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	縦 53.5メートル 横 8.65メートル 高さ 8.6メートル		
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり600立方メートル処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	接触酸化+凝集沈殿+砂ろ過		
処 理 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連 続		
処 理 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間		
処 理 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	無 し		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 3~11 最大 1~14	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 200 最大 200	通常 10 最大 10
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 250 最大 250	通常 10 最大 10
	全窒素(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 120 最大 120	通常 20 最大 20
	全りん(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 16 最大 16	通常 2 最大 2
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 600 最大 600	通常 600 最大 600	

(2) 尿尿処理施設

設 置 年 月 日	昭和50年3月31日		
処 理 施 設 の 種 類	尿尿処理施設		
処 理 施 設 の 型 式	標準活性汚泥方式		

処 理 施 設 の 構 造	鉄筋コンクリート製		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	縦 60.5メートル 横 23.05メートル 高さ 8.9メートル		
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり1,600立方メートル処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	活性汚泥+凝集沈殿+砂ろ過		
処 理 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連 続		
処 理 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間		
処 理 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	無 し		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 200 最大 200	通常 10 最大 10
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 250 最大 250	通常 10 最大 10
	全窒素(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 120 最大 120	通常 20 最大 20
	全りん(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 16 最大 16	通常 2 最大 2
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 1,600 最大 1,600	通常 1,600 最大 1,600	

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量
No.1 排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 10
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 10
	全窒素(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 20 最大 20
	全りん(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 2 最大 2
	汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 2,200 最大 2,200

○愛媛県告示第2024号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283 号）第15条第 1 項の規定により、次のように医師の指定をした。

平成14年12月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

Table with 6 columns: 診断する身体障害の種類, 診療科名, 病院又は診療所の名称, 医師氏名, 同左所在地, 指定年月日. Rows include medical facilities like 医療法人弘友会加戸病院 and 市立大洲病院.

○愛媛県告示第2025号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283 号）第19条の 2 第 1 項の規定に基づき、次のとおり更生医療を担当させる医療機関を指定した。

平成14年12月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

Table with 4 columns: 名称, 所在地, 担当すべき医療の種類, 指定年月日. Lists medical institutions like 平野あさくら薬局 and 株式会社東予薬局.

○愛媛県告示第2026号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、東予市庄内土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成14年12月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

Table with 3 columns: 役員の種類, 氏 名, 住 所. Lists board members like 日和佐 直.

Table with 3 columns: 氏名, 住所. Lists names and addresses of board members like 丹下 保 and 目見田 伸.

退 任

Table with 3 columns: 役員の種類, 氏 名, 住 所. Lists board members like 相原 勉 and 近藤 正幸.

〃	山内 順	東予市河之内甲664番地
〃	山内 重喜	東予市河之内甲859番地
〃	梶田 豊	東予市旦之上甲563番地
〃	目見田 伸	東予市旦之上甲955番地の1
〃	山内 一太郎	東予市河之内甲634番地
〃	山内 正市	東予市旦之上甲1068番地
〃	山内 一雄	東予市福成寺甲272番地の2
〃	行本 照義	東予市福成寺甲123番地の2
〃	武田 喜義	東予市実報寺甲256番地
〃	竹田 祥弘	東予市実報寺甲830番地
〃	木原 貢	東予市実報寺甲594番地
〃	飯尾 満	東予市大野310番地の1
〃	日和佐 直	東予市大野266番地の1
監事	近藤 利雄	東予市旦之上甲604番地の3
〃	渡部 久雄	東予市河之内甲101番地
〃	松本 忠	東予市福成寺甲48番地
〃	武田 幸正	東予市実報寺甲149番地の2
〃	長谷部 篤行	東予市大野318番地
〃	柳瀬 良樹	東予市大野271番地

○愛媛県告示第2027号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、新居浜市金子土地改良区から認可申請があった土地改良事業（維持管理）の計画の変更を平成14年12月13日認可した。

平成14年12月24日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第2028号

松山市志津川町土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（維持管理）の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成14年12月24日

愛媛県知事 加戸守行

- 縦覧に供すべき書類の名称
 - 松山市志津川町土地改良区土地改良事業（維持管理）計画書の写し
 - 松山市志津川町土地改良区定款の写し
- 縦覧期間
平成14年12月25日から平成15年1月29日まで
- 縦覧場所
松山市役所

○愛媛県告示第2029号

内子町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・上成高中地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成14年12月24日

愛媛県知事 加戸守行

- 縦覧に供すべき書類の名称
 - 町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・上成高中地区）計画書の写し
 - 内子町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の写し
- 縦覧期間
平成14年12月25日から平成15年1月29日まで
- 縦覧場所
内子町役場

○愛媛県告示第2030号

内子町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・半代川地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成14年12月24日

愛媛県知事 加戸守行

- 縦覧に供すべき書類の名称
 - 町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・半代川地区）計画書の写し
 - 内子町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の写し
- 縦覧期間
平成14年12月25日から平成15年1月29日まで
- 縦覧場所
内子町役場

○愛媛県告示第2031号

内子町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・上久保地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成14年12月24日

愛媛県知事 加戸守行

- 縦覧に供すべき書類の名称
 - 町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・上久保地区）計画書の写し
 - 内子町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の写し
- 縦覧期間
平成14年12月25日から平成15年1月29日まで
- 縦覧場所
内子町役場

○愛媛県告示第2032号

内子町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・宮下支線地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、

次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成14年12月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）
・宮下支線地区）計画書の写し

- (2) 内子町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の写し

2 縦覧期間

平成14年12月25日から平成15年1月29日まで

3 縦覧場所

内子町役場

○愛媛県告示第2033号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年12月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	多喜浜泉川線	新居浜市郷五丁目196番2から 同市郷五丁目108番1まで	旧	メートル 6.2～17.0	キロメートル 0.144	
			新	10.8～18.5	0.144	

○愛媛県告示第2034号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年12月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	猪伏西谷線	上浮穴郡柳谷村大字西谷字高野9219番1	旧	メートル 5.7～6.8	キロメートル 0.018	
			新	15.2～22.2	0.018	

○愛媛県告示第2035号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年12月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	猪伏西谷線	上浮穴郡柳谷村大字西谷字高野9219番1	平成14年12月24日

○愛媛県告示第2036号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局伊予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年12月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	野中長沢線	伊予郡中山町大字出淵2番耕地3644番2地先から 同大字2番耕地3637番地先まで	旧	メートル 6.0～6.8	キロメートル 0.035	
			新	6.4～15.0	0.035	

○愛媛県告示第2037号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、松山地方局伊予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年12月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	野中長沢線	伊予郡中山町大字出淵2番耕地3644番2地先から 同大字2番耕地3637番地先まで	平成14年12月24日
"	"	伊予郡中山町大字出淵2番耕地3032番3から 同大字2番耕地3036番4まで	"

○愛媛県告示第2038号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年12月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	菅田五郎停車場線	大洲市徳森字野田1463番5から 同字1535番4まで	旧	メートル 6.4~10.1	キロメートル 0.125	
			新	8.2~13.6	0.125	

○愛媛県告示第2039号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年12月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	菅田五郎停車場線	大洲市徳森字野田1463番5から 同字1535番4まで	平成14年12月24日

○愛媛県告示第2040号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年12月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	小田河辺大洲線	喜多郡河辺村大字三嶋1603番2地先から 同大字1492番地先まで	旧	メートル 4.1~17.5	キロメートル 0.300	
			新	9.2~25.9	0.300	

○愛媛県告示第2041号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年12月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	小田河辺大洲線	喜多郡河辺村大字三嶋1603番2地先から 同大字1492番地先まで	平成14年12月24日

○愛媛県告示第2042号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局宇和土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年12月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	宇和高山線	東宇和郡宇和町大字山田5301番3地先	旧	メートル 11.0～15.6	キロメートル 0.062	
			新	18.8～30.8	0.062	
"	"	東宇和郡宇和町大字山田5347番3地先から 同大字5345番1地先まで	旧	5.6～11.2	0.140	
			新	17.0～24.0	0.140	
"	"	東宇和郡明浜町大字高山乙1125番6地先から 同大字乙1124番地先まで	旧	9.0～10.0	0.042	
			新	13.2～21.4	0.042	

○愛媛県告示第2043号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局宇和土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年12月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	宇和高山線	東宇和郡宇和町大字山田5301番3地先	平成14年12月24日
"	"	東宇和郡宇和町大字山田5347番3地先から 同大字5345番1地先まで	"
"	"	東宇和郡明浜町大字高山乙1125番6地先から 同大字乙1124番地先まで	"

○愛媛県告示第2044号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年12月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	宿毛津島線	北宇和郡津島町大字御内2539番 2 から 同大字2528番地先まで	旧	メートル 4.0~13.2	キロメートル 0.520	
			新	9.2~36.4	0.513	

○愛媛県告示第2045号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年12月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	宿毛津島線	北宇和郡津島町大字御内2539番 2 から 同大字2528番地先まで	平成14年12月24日

○愛媛県告示第2046号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、松山広域都市計画用途地域の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成14年12月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

訓 令

○愛媛県訓令第16号

保 健 福 祉 部
地 方 局
保 健 所

保健所長に対する事務委任規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成14年12月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

保健所長に対する事務委任規程の一部を改正する訓令

保健所長に対する事務委任規程（昭和30年愛媛県訓令第8号）の一部を次のように改正する。

本則中第53号の5及び第53号の6を削り、第53号の4を第53号の6とし、第53号の3を第53号の5とし、第53号の2の次に次の2号を加える。

53の3 化製場等の構造設備の基準等に関する条例（昭和59年愛媛県条例第21号）第3条の2第2項第1号の規定による届出を受理すること。

53の4 化製場等の構造設備の基準等に関する条例第3条の2第2項第5号ただし書の規定による許可を与えること。
本則第55号の5を次のように改める。

55の5 クリーニング業法施行条例（平成14年愛媛県条例第55号）第3条第1項の規定により、クリーニング所検査確認証を交付すること。

附 則

この訓令は、平成15年1月1日から施行する。

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成14年12月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 入札に付する事項

- 件名
土地の売払い
- 売り払う土地の所在地、地目及び地積

物件番号	所 在 地	地目	地 積
1	松山市此花町46番3及び46番5	宅 地	202.87m ²
2	松山市道後今市996番1及び996番6	雑種地	203m ²
3	松山市緑町一丁目7番1	宅 地	179.74m ²

2 入札に参加する者に必要な資格等

- 入札に参加する者に必要な資格
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 契約条項を示す場所等

ア 契約条項を示す場所、入札心得書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県総務部総務管理課財産係

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089) 941 2111 内線 2309

イ 入札心得書の交付方法

アに掲げる場所で交付する。

ウ 現地説明の日時及び場所

(ア) 日時

物件番号	日 時
1	平成15年1月17日(金)午前10時
2	平成15年1月17日(金)午後1時
3	平成15年1月17日(金)午後3時

(4) 場所
売り払う土地の所在地

3 入札及び開札

(1) 入札及び開札の日時

物件番号	日 時
1	平成15年1月27日(月)午前10時
2	平成15年1月27日(月)午後1時
3	平成15年1月27日(月)午後3時

(2) 入札及び開札の場所

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
愛媛県庁第二別館5階第3会議室

(3) 入札書の提出方法

持参により提出すること。

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札に際しては、入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をした小切手をもって入札保証金の納付に代えることができる。

イ 契約に際しては、契約金額の10分の1の契約保証金を納付しなければならない。

(3) 入札の無効

2(1)に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最高価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 売り払う土地の用途制限

ア 落札者は、契約締結の日から5年間、売り払う土地を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供してはならない。

イ アの条件に違反した場合は、県の定める金額を違約金として県に支払わなければならない。

(7) その他

詳細は、入札心得書による。

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則7-961

職務の級における最高の号給を超える給料月額等を受ける職員の給料の切替え等に関する規則を次のように定める。

平成14年12月24日

愛媛県人事委員会

委員長 稲瀬道和

職務の級における最高の号給を超える給料月額等を受ける職員の給料の切替え等に関する規則

(職務の級における最高の号給を超える給料月額の切替え等)

第1条 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号。以下「職員給与条例」という。)別表第1から別表第5まで又は教育職員の給与に関する条例(昭和27年愛媛県条例第30号。以下「教育職員給与条例」という。)別表第1若しくは別表第2の給料表に定める職務の級における最高の号給を超える給料月額(教育職員給与条例別表第1の備考又は別表第2の備考の規定の適用を受ける職員にあっては、これらの規定の適用がないものとした場合の給料月額。以下この条において同じ。)を受けていた職員の施行日における給料月額(以下「新給料月額」という。)は、次の式により算定した額とする。

施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号給とその1号給下位の号給との差額 ×

その者の施行日の前日におけるその者の属する職務の級に於ける給料月額(以下「旧給」という。)

÷ 施行日の前日におけるその者の属する職務の級における最高の号給とその1号給下位の号給との差額

+ 施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号給の額

第2条 前条の規定により新給料月額を決定される職員に対する施行日以後における最初の職員給与条例第4条第8項ただし書の規定、教育職員給与条例第7条第3項ただし書の規定又は職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成12年愛媛県条例第56号)附則第3項及び第4項の規定の適用については、その者の旧給料月額を受けていた期間(人事委員会の定める職員にあっては、人事委員会の定める期間)をその者の新給料月額を受ける期間に通算する。

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第5条第4項の規定による給料月額の切替え)

第3条 施行日の前日において一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年愛媛県条例第46号)第5条第4項の規定による給料月額を受けていた職員の新給料月額は、次の式により算定した額とする。

$$10万9千円 \times \frac{\text{その者の旧給料月額} - 89万9千円}{11万2千円} + 88万円$$
附 則

- 1 この規則は、平成15年1月1日から施行する。
- 2 最高号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替え等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7 - 935）は、廃止する。

○愛媛県人事委員会規則7 - 962

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成14年12月24日

愛媛県人事委員会

委員長 稲 瀬 道 和

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7 - 43）の一部を次のように改正する。

第31条第5号の2中「第20条の3第1項」を「第20条の5第1項」に改める。

別表第18備考第2項中「）附則第10項」を「）附則第8項」に改める。

別表第34公安職給料表の項3級の欄中「13号給」を「14号給」に改め、同表医療職給料表(一)の項2級の欄中「12号給」を「13号給」に改め、同表医療職給料表(二)の項1級の欄中「11号給」を「12号給」に改め、同表中学校・小学校教育職員給料表の項2級の欄中「24号給」を「25号給」に改め、同表高等学校等教育職員給料表の項同欄中「22号給」を「23号給」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成15年1月1日から施行する。ただし、第31条第5号の2の改正規定は、同年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日に昇格し、又は降格した職員については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が同日に受けることとなる給料月額（当該給料月額がその者の同日における昇給、特別昇給等によるものである場合にあっては、当該昇給、特別昇給等がないものとした場合に受けることとなる給料月額）を同日の前日に受けていたものとみなして改正後の職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則第22条又は第23条の規定を適用する。

○愛媛県人事委員会規則7 - 963

初任給調整手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成14年12月24日

愛媛県人事委員会

委員長 稲 瀬 道 和

初任給調整手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当の支給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7 - 155）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第6条関係)

職員の区分 期間の区分	1 項 職 員					2 項職員
	1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	
(1) 1年未満	311,400円	272,300円	219,100円	161,400円	101,600円	50,800円
(2) 1年以上2年未満	311,400	272,300	219,100	161,400	101,600	50,800
(3) 2年以上3年未満	311,400	272,300	219,100	161,400	101,600	50,800
(4) 3年以上4年未満	311,400	272,300	219,100	161,400	101,600	50,800
(5) 4年以上5年未満	311,400	272,300	219,100	161,400	101,600	50,800
(6) 5年以上6年未満	311,400	272,300	219,100	161,400	101,600	50,800
(7) 6年以上7年未満	311,400	272,300	219,100	161,400	101,600	49,000
(8) 7年以上8年未満	311,400	272,300	219,100	161,400	101,600	47,200
(9) 8年以上9年未満	311,400	272,300	219,100	161,400	101,600	45,400
(10) 9年以上10年未満	311,400	272,300	219,100	161,400	101,600	43,600
(11) 10年以上11年未満	311,400	272,300	219,100	161,400	101,600	41,800
(12) 11年以上12年未満	311,400	272,300	219,100	161,400	101,600	40,000
(13) 12年以上13年未満	311,400	272,300	219,100	161,400	101,600	38,200
(14) 13年以上14年未満	311,400	272,300	219,100	161,400	101,600	36,400
(15) 14年以上15年未満	311,400	272,300	219,100	161,400	101,600	35,000
(16) 15年以上16年未満	311,400	272,300	219,100	161,400	101,600	33,600
(17) 16年以上17年未満	307,000	268,300	215,800	158,800	100,000	32,200
(18) 17年以上18年未満	302,600	264,300	212,500	156,200	98,400	30,800
(19) 18年以上19年未満	298,200	260,300	209,200	153,600	96,800	29,400
(20) 19年以上20年未満	293,800	256,300	205,900	151,000	95,200	28,000
(21) 20年以上21年未満	289,400	252,300	202,600	148,400	93,600	26,600
(22) 21年以上22年未満	277,200	242,100	195,200	142,700	90,200	26,000
(23) 22年以上23年未満	264,700	231,800	187,500	137,100	86,400	25,300
(24) 23年以上24年未満	252,600	221,800	180,300	131,400	83,000	24,400
(25) 24年以上25年未満	240,300	211,500	172,600	126,000	79,300	23,600
(26) 25年以上26年未満	228,000	201,300	165,200	120,400	75,900	23,000
(27) 26年以上27年未満	212,600	187,400	153,900	112,400	70,900	22,300
(28) 27年以上28年未満	197,500	173,700	143,100	104,400	66,300	21,700
(29) 28年以上29年未満	182,200	160,000	132,000	96,400	61,700	21,000
(30) 29年以上30年未満	166,800	146,100	120,800	88,400	56,700	20,600
(31) 30年以上31年未満	149,100	130,900	108,900	79,700	51,900	20,200
(32) 31年以上32年未満	131,400	115,600	96,900	71,200	46,800	19,400
(33) 32年以上33年未満	113,900	100,600	85,200	62,400	42,100	18,600
(34) 33年以上34年未満	83,200	75,600	65,600	49,500	33,900	17,700
(35) 34年以上35年未満	55,000	52,500	47,500	37,500	26,500	16,900

備考

- この表において、期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となつた日以後の期間を示す。
- この表において、「1項職員」とは第2条第1項の職を占める職員を、「2項職員」とは同条第2項の職を占める職員をいう。
- この表において、「1種」とは第2条第1項第1号の職を占める職員を、「2種」とは同項第2号の職を占める職員を、「3種」とは同項第3号の職を占める職員を、「4種」とは同項第4号の職を占める職員を、「5種」とは同項第5号の職を占める職員をいう。

附 則

この規則は、平成15年1月1日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則7 - 964

平成15年3月に支給する期末手当に関する特例措置に関する規則を次のように定める。

平成14年12月24日

愛媛県人事委員会

委員長 稲 瀬 道 和

平成15年3月に支給する期末手当に関する特例措置に関する規則

(改正条例附則第5項第1号の継続在職期間に含まれる期間)

第1条 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成14年愛媛県条例第54号。以下「改正条例」という。)附則第5項第1号の人事委員会規則で定める期間は、平成14年4月1日から基準日(同号に規定する基準日をいう。以下この条及び第3条第3項において同じ。)までの間において、職員が人事交流等により引き続いて次の各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続いて職員となり、基準日まで引き続き在職した場合における当該各号に掲げる者となる前の職員として引き続き在職した期間とする。

- (1) 愛媛県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年愛媛県条例第38号)の適用を受ける職員
- (2) 技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和27年愛媛県条例第50号)の適用を受ける職員
- (3) 愛媛県教育委員会教育長
- (4) 特別職に属する愛媛県職員
- (5) 国家公務員
- (6) 公庫等職員(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第7条の2第1項に規定する公庫等職員及び特別の法律の規定により同項に規定する公庫等職員とみなされる者をいう。)
- (7) 他の地方公共団体の職員
- (8) 退職派遣者(公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年愛媛県条例第47号)第12条第1号に規定する退職派遣者をいう。)

(改正条例附則第5項第2号の給料等の額の算定)

第2条 改正条例附則第5項第2号の人事委員会規則で定める給料月額、職務の級における最高の号給を超える給料月額等を受ける職員の給料の切替え等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7 - 961)第1条又は第3条の規定を準用して得られる給料月額とする。この場合において、同規則第1条中「この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において」とあるのは「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成14年愛媛県条例第54号。以下この条において「改正条例」という。)附則第5項第1号に規定する継続在職期間(以下「継続在職期間」という。)のうちに」と、「職員の施行日における給料月額(以下「新給料月額」という。)」とあるのは「期間(以下この条において「特定期間」という。)がある職員の特定期間における同項第2号に規定する給料等の額の算定の基

礎となる給料月額(以下「基礎給料月額」という。)」と、同条の式中「施行日に」とあるのは「改正条例第1条の規定による改正後の職員給与条例又は改正条例第3条の規定による改正後の教育職員給与条例の規定による特定期間に」と、「施行日の前日」とあるのは「特定期間」と、同規則第3条中「施行日の前日において」とあるのは「継続在職期間のうちに」と、「職員の給料月額」とあるのは「期間(以下この条において「特定期間」という。)がある職員の特定期間における基礎給料月額」と読み替えるものとする。

- 2 継続在職期間(改正条例附則第5項第1号に規定する継続在職期間をいう。次項において同じ。)において改正条例第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)別表第1から別表第5まで又は改正条例第3条の規定による改正前の教育職員の給与に関する条例(昭和27年愛媛県条例第30号)別表第1若しくは別表第2の給料表の適用を受けていた期間(改正条例附則第2項第1号に掲げる給料月額を受けていた期間を除く。)がある職員の当該期間における改正条例附則第5項第2号に規定する給料等の額の算定の基礎となる給料月額は、当該期間において職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給の改正条例第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例又は改正条例第3条の規定による改正後の教育職員の給与に関する条例の規定による給料月額とする。
- 3 継続在職期間において教育職員の給料の調整額に関する規則等の一部を改正する規則(愛媛県人事委員会規則7 - 966。以下この項において「改正規則」という。)第2条の規定による改正前の教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則(愛媛県人事委員会規則7 - 889)附則第2項又は第3項の規定の適用を受けていた期間がある職員の当該期間における改正条例附則第5項第2号に規定する給料等の額の算定の基礎となる給料の調整額は、同規則附則第2項又は第3項の規定により算定した額から改正規則第1条の規定による改正前の教育職員の給料の調整額に関する規則(愛媛県人事委員会規則7 - 562)の規定による額を減じた額に、改正規則第1条の規定による改正後の教育職員の給料の調整額に関する規則の規定による額を加えた額とする。

(改正条例附則第6項の企業職員等であった者から引き続き新たに職員となった者についての特例)

- 第3条** 改正条例附則第6項の人事委員会規則で定める者は、第1条第1号及び第2号に掲げる者(第3項において「企業職員等」という。)とする。
- 2 改正条例附則第6項の人事委員会規則で定めるものは、人事交流等により新たに職員となった者とする。
 - 3 改正条例附則第6項の人事委員会規則で定める額は、職員が企業職員等であった期間について、当該企業職員等に係る給与に関する条例又は規程の改正条例附則第5項各号の規定に相当する規定の例による額とする。この場合においては、当該期間の末日を当該規定の基準日に相当する日とみなす。
- (雑則)

第4条 この規則に定めるもののほか、平成15年3月に支給する期末手当に関する特例措置の実施に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

この規則は、平成15年1月1日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則7 - 965

期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成14年12月24日

愛媛県人事委員会

委員長 稲 瀬 道 和

期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7 - 204）の一部を次のように改正する。

第2条第8号中「第20条の3第1項」を「第20条の5第1項」に改める。

第7条第1項第1号中「3箇月以内（基準日が12月1日であるときは、6箇月以内。次号において同じ。）」を「6箇月以内」に改め、同項第2号中「3箇月」を「6箇月」に改める。

第13条第1項後段を削る。

第14条第1号中「6月に支給する場合には100分の120」を「100分の140」に、「以下この条」を「次号」に、「100分の160」、12月に支給する場合には100分の110（特定幹部職員にあつては、100分の150）を「100分の180」に改め、同条第2号中「100分の60」を「100分の70」に、「100分の80」を「100分の90」に改める。

別表第3中「3月1日 3月15日」を削る。

附 則

- この規則は、平成15年4月1日から施行する。
- 平成15年6月に支給する期末手当に関する改正後の期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則第7条第1項の規定の適用については、同項中「6箇月」とあるのは、「3箇月」とする。

○愛媛県人事委員会規則7 - 966

教育職員の給料の調整額に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成14年12月24日

愛媛県人事委員会

委員長 稲 瀬 道 和

教育職員の給料の調整額に関する規則等の一部を改正する規則

（教育職員の給料の調整額に関する規則の一部改正）

第1条 教育職員の給料の調整額に関する規則（愛媛県人事委員会規則7 - 562）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（本則関係）

1 中学校・小学校教育職員給料表

職務の級	給 料 の 調 整 額 の 額
1 級	17,000円。ただし、2号給13,328円、3号給13,896円、4号給14,544円、5号給15,254円、6号給16,074円、7号給16,974円
2 級	23,400円。ただし、2号給14,732円、3号給15,480円、4号給16,298円、5号給17,280円、6号給17,918円、7号給18,566円、8号給19,260円、9号給19,988円、10号給20,996円、11号給22,058円、12号給23,130円
3 級	24,800円（条例別表第1の備考に定める職員にあつては、25,200円）。ただし、1号給24,570円（同表の備考に定める職員にあつては、25,200円）
4 級	27,800円

2 高等学校等教育職員給料表

職務の級	給 料 の 調 整 額 の 額
1 級	18,800円。ただし、2号給13,328円、3号給13,896円、4号給14,544円、5号給15,254円、6号給16,074円、7号給16,974円、8号給17,586円、9号給18,206円
2 級	23,600円。ただし、2号給17,280円、3号給17,918円、4号給18,566円、5号給19,260円、6号給19,988円、7号給20,996円、8号給22,058円、9号給23,130円
3 級	25,800円（条例別表第2の備考に定める職員にあつては、26,200円）
4 級	28,400円

(教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第2条 教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則(愛媛県人事委員会規則7-889)の一部を次のように改正する。

附則第2項及び第3項を次のように改める。

- 2 平成15年1月1日(以下「新基準日」という。)の前日において給料の調整を行う職を占める職員のうち、同日に受け取る給料月額(新基準日以後に人事委員会の定める異動をした職員にあっては、人事委員会の定める給料月額。以下この項において「基礎給料月額」という。)及び基礎給料月額に基づき新基準日の前日における改正後の教育職員の給料の調整額に関する規則(以下この項及び附則第4項において「改正後の規則」という。)の規定による額の合計額から基礎給料月額と新基準日の前日に受ける職務の級及び号給(同日に受ける号給が附則別表第1の号給欄に掲げる号給である場合にあっては、同日に受ける号給の号数に当該号給欄に掲げる号給に対応する同表の調整数欄に掲げる数を加えた号数の号給)の平成8年1月1日において適用される給料月額(新基準日の前日に受ける給料月額が職務の級の最高の号給の給料月額を超える給料月額である職員及び新基準日以後に人事委員会の定める異動をした職員にあっては、人事委員会が別に定める給料月額。以下この項において「旧基準日の対応給料月額」という。)との差額の2分の1を減じた額(以下この項において「改正後の仮定給料の月額」という。)が、旧基準日の対応給料月額及び旧基準日の対応給料月額を算出の基礎として改正前の教育職員の給料の調整額に関する規則(附則第4項において「改正前の規則」という。)の規定の例により得られる額の合計額(以下この項において「改正前の仮定給料の月額」という。)に達しない職員の給料の調整額は、改正後の規則の規定にかかわらず、平成18年3月31日までの間において引き続き給料の調整を行う職を占める間、改正後の規則の規定による額に、改正前の仮定給料の月額と改正後の仮定給料の月額との差額に附則別表第2の左欄に掲げる期間の区分に応じ同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を加えた額とする。
- 3 新基準日以後に新たに給料の調整を行う職を占めることとなった職員(新基準日以後に新たに職員となった者を除く。)の給料の調整額については、当該職員が新基準日の前日において給料の調整を行う職を占めるものとみなして、前項の規定を準用する。

附則第4項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を附則第5項とし、附則第3項の次に次の1項を加える。

- 4 新基準日以後に新たに給料の調整を行う職を占めることとなった職員(新基準日以後に新たに職員となった者に限る。)のうち、当該職員が新基準日の前日において給料の調整を行う職を占めるものとみなした場合に、新たに職員となった日(人事委員会の定める職員にあっては、人事委員会の定める日。以下この項において同じ。)に受ける職務の級及び号給の新基準日の前日において適用される給料月額(新たに職員となった日に受ける給料月額が職務の級の最高の号給の給料月額を超える給料月額である職員及び新たに職員となった日後に人事委員会の定める異動をした職員にあっては、人事委員会の定める給料月額。以下この項において「みなし基礎給料月額」という。)及びみなし基礎給料月額に基づき新基準日の前日における改正後の規則の規定による額の合計額からみなし基礎給料月額と新たに職員となった日に受ける職務の級及び号給(新たに職員となった日に受ける号給が附則別表第1の号給欄に掲げる号給である場合にあっては、新たに職員となった日に受ける号給の号数に当該号給欄に掲げる号給に対応する同表の調整数欄に掲げる数を加えた号数の号給)の平成8年1月1日において適用される給料月額(新たに職員となった日に受ける給料月額が職務の級の最高の号給の給料月額を超える給料月額である職員及び新たに職員となった日後に人事委員会の定める異動をした職員にあっては、人事委員会が別に定める給料月額。以下この項において「旧基準日の対応給料月額」という。)との差額の2分の1を減じた額(以下この項において「改正後の仮定給料の月額」という。)が、旧基準日の対応給料月額及び旧基準日の対応給料月額を算出の基礎として改正前の規則の規定の例により得られる額の合計額(以下この項において「改正前の仮定給料の月額」という。)に達しない職員の給料の調整額は、改正後の規則の規定にかかわらず、平成18年3月31日までの間において引き続き給料の調整を行う職を占める間、改正後の規則の規定による額に、改正前の仮定給料の月額と改正後の仮定給料の月額との差額に附則別表第2の左欄に掲げる期間の区分に応じ同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を加えた額とする。

附則別表を附則別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

附則別表第2(附則第2項、第4項関係)

平成15年1月1日から同年3月31日まで	100分の100
平成15年4月1日から平成16年3月31日まで	100分の75
平成16年4月1日から平成17年3月31日まで	100分の50
平成17年4月1日から平成18年3月31日まで	100分の25

附 則

この規則は、平成15年1月1日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則7 - 967

特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成14年12月24日

愛媛県人事委員会

委員長 稲 瀬 道 和

特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特勤勤務手当等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7 - 368）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「受けていた給料及び扶養手当の月額」の下に「（同日が平成14年4月1日から同年12月31日までの間にある職員にあつては、当該各号に定める日に係る給料及び扶養手当について職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成14年愛媛県条例第54号）第1条の規定による改正後の条例（次条第2項において「平成14年改正後の条例」という。）の規定によるものとした場合の給料及び扶養手当の月額）」を加える。

第4条第2項中「受けていた給料及び扶養手当の月額」の下に「（当該異動又は公署の移転の日が平成14年4月1日から同年12月31日までの間にある職員にあつては、当該異動又は公署の移転の日に係る給料及び扶養手当について平成14年改正後の条例の規定によるものとした場合の給料及び扶養手当の月額）」を加える。

附 則

この規則は、平成15年1月1日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則7 - 968

特例一時金に関する規則を廃止する規則を次のように定める。

平成14年12月24日

愛媛県人事委員会

委員長 稲 瀬 道 和

特例一時金に関する規則を廃止する規則

特例一時金に関する規則（愛媛県人事委員会規則7 - 955）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成15年1月1日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則7 - 969

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成14年12月24日

愛媛県人事委員会

委員長 稲 瀬 道 和

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7 - 714）の一部を次のように改正する。

附則第5項を削る。

附 則

この規則は、平成15年1月1日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則7 - 970

教育職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成14年12月24日

愛媛県人事委員会

委員長 稲 瀬 道 和

教育職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の給与の支給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7 - 60）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第5号中「第20条の3第1項」を「第20条の5第1項」に改める。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則12 - 47

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成14年12月24日

愛媛県人事委員会

委員長 稲 瀬 道 和

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則（愛媛県人事委員会規則12 - 33）の一部を次のように改正する。

第4条の3第1号中「第20条の3第1項」を「第20条の5第1項」に改める。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第47号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第3項第2号（他の法令において準用され、又は例によることとされている場合を含む。）の規定により、次の施設を不在者投票のできる施設として指定した。

平成14年12月24日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 藤 山 薫

施設の種類	施設の名称	所在地
特別養護老人ホーム	社会福祉法人野村町社会福祉協会 特別養護老人ホームしいのき園	東宇和郡野村町大字野村8 - 467